平成２４年（フ）第１０５６号
神戸市北区鹿の子台北町４丁目７番６―101号、従前の住所神戸市北区鹿の子台南町４丁目14番13号
債務者　美馬登志子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０６号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目２番地Ｇ棟202号
債務者　宗田　深也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大削　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６５号
兵庫県尼崎市西本町２丁目30番地グランドハイツ旭803号、前住所大阪府吹田市山田東３丁目18番１―817号
債務者　森　　幸代
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７号
徳島県阿南市橘町大浦28番地４
債務者　中川　　正
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第３８号
徳島県阿南市橘町大浦28番地４
債務者　中川　育子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第２６４０号
横浜市泉区上飯田町2048番地の７
債務者　小曲　　昇
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１３号
山梨県山梨市東187番地の36
債務者　大澤　宗昭
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻　力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
大阪府門真市千石東町16番25号、前住所三重県津市白塚町2641番地　ハイツジュネス101
債務者　北村　久展（旧姓蛭波）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　一恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６４５６号
大阪府東大阪市長栄寺13番12号
債務者　吉村　保之
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目376番地196
債務者　奈良崎淳子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３４号
高知県土佐市高岡町乙264番地２　岩郷ハイツＡ棟102号
債務者　近澤千恵子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森やよい
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７５５号
福岡県宗像市自由ヶ丘1090番地71ロイヤルシティ自由ヶ丘905号
債務者　小西健一郎
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張替　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１７２号
福岡県筑紫野市塔原東５丁目10番23号　グレース塔原Ｃ101号
債務者　ＫＡＷＡＺＯＥ　ＴＥＲＥＳＩＴＡ　ＥＶＡＳＣＯ（川添テレシータ）
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５０号
函館市亀田町１番17号
債務者　佐藤　昭広
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７５号
群馬県高崎市箕郷町生原113番地　ホワイトキャッスル101号
債務者　塚越　　力
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６１２号
埼玉県吉川市きよみ野４丁目１番地６　サンクタススクエアきよみ野111
債務者　東樹ひろ美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
埼玉県春日部市南２丁目１番17号
債務者　松吉　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係